

身を切る改革あるいは無駄の排除と称して公務員の数の削減と給与の引き下げが唱えられているが、何が「身」なのか、何をもって「無駄」というのかについての主張は聞こえてこない。また、公務員制度改革の議論においても、公務員に何を求めるのか、協約締結権を付与することによって公務員の何が変わるのかが見えない。

公務員は、全体の奉仕者であり、任用という行政処分によって公務員になり、職務命令という行政処分に従わなければならないが、法律の定める事由以外の理由で不利益な処分を受けることがないと言われる。一方、公務員といえども労働者であり、地方公務員には、原則として、労働組合法以外の労働基準法などの労働関係法規が適用されることとなつてい

## 新・弁護士月記 ④



# 公務員とは

橋本 勇

て、その効力を生ずる。」(民法六二三条)ものであり、この関係は支配従属関係ともいわれる。そして、一般的に、使用者と労働者の社会的な力を比較すると、前者のそれが圧倒的に強いので、そのことによる弊害を防止し、実質的な平等性を確保するために、労働基準法や労働組合法などが制定され、契約自由の原則が修正されている。しかし、使用者の要求するところに従って労働力を提供する者が労働者だという基本に変わりはなく、そこに使用者に対する「奉仕」や「忠誠」という概念が入り込む余地はない。

定めている。委任というのは、「当事者の一方が法律行為をすることを相手方に委託し、相手方がこれを承諾することによって、その効力を生ずる。」(民法六四三条)ものであり、委託するものが法律行為でない事務についても準用される(民法六五六条)。そして、「受任者は、委任の本旨に従い、善良な管理者の注意をもつ

て、委任事務を処理する義務を負う。」(民法六四四条)のであるが、それはあくまでも当事者間の信頼に基づくものなので、報酬をもらうためには特約がなければならず(民法六四八条)、「各当事者がいつでもその解除をすることができる。」(民法六五一条一項)ことになっている。雇用はいわば労働力の売買というドライな関係であるのに比して、委任は両者の信頼関係というウェットな関係であるということができよう。

請負というのは、「当事者の一方がある仕事を完成することを約し、相手方がその仕事の結果に対してその報酬を支払うことを約することによって、その効力を生ずる。」(民法六三二条)ものである。マニフェストは有権者との契約だという説があるが、そうだとすれば、その契約は請負であろうか。仕事が完成しただけでなく、相反する仕事をしていると批判される所以であろう。一般の公務員であっても、期待された結果が出ないとして批判されることは少なくない。

結局、公務員というのは純粋な労働者ではあり得ず、委任や請負の要素も含んだ特殊な法律関係にあるということになるような気がする。

(弁護士)